

横須賀市報

号外第1号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第1号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月10日

横須賀市監査委員	鷹 野 加裕子
同	井 上 東
同	関 澤 敏 行
同	高 橋 英 昭

民生局健康部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年8月22日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局健康部の所管に属する令和6年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、賃借料に係る契約について、主管課長等が

契約事務を行うことができる上限金額は40万円とされているが、市立看護専門学校カーテン借上に係る契約において、当該上限金額を超えていたものの主管課長が契約事務を行っていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（健康総務課）

上下水道局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年8月22日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

上下水道局の所管に属する令和6年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 財産管理に関する事務

武ポンプ所用地における水道用地使用許可について、水道用地使用許可

申請及び使用許可に係る事務処理が行われていないもの（街路防犯灯
3灯）があったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に
改められたい。

（用地管理課）

財政援助団体等監査結果報告書

(公益財団法人横須賀市健康福祉財団)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年8月22日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市（以下「市」という。）が出資する公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「財団」という。財団の概要等については別紙に記載）に係る令和5年度における出納その他の事務（必要に応じて令和6年度分を含む。）
- (2) 財団を所管する部局（民生局福祉こども部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体の設立目的等に沿い、関係法令等にとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 財団に係る出納その他の事務（出資団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によると、評議員、理事及び監事の氏名の変更、代表理事の氏名及び住所の変更は2週間以

内に登記をしなければならないとされているが、理事及び監事の氏名の変更、代表理事の氏名及び住所の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 財団の概要

設立年月日	平成6年6月15日 財団法人横須賀市保健福祉協会設立 平成25年4月1日 公益財団法人横須賀市健康福祉財団 へ移行
所在地	横須賀市三春町二丁目12番地 三春コミュニティセンター内
設立目的	横須賀市に居住する在宅療養者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センター運営事業の実施、居宅介護支援事業の実施、在宅の要介護者や療養者等への訪問看護や訪問介護事業を実施することにより、横須賀市民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与すること
代表者	理事長 永妻 和子
役職員数	理事長 1名 副理事長 1名 専務理事 1名 理事 2名 評議員 6名 監事 2名 常勤職員 45名 非常勤職員 2名 登録介護員 65名
事業内容	1 看護、介護講演会等事業 2 高齢者看護相談事業 3 地域包括支援センター運営事業 4 居宅介護支援事業 5 訪問看護事業 6 訪問介護事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市の出資額	200,000,000円

2 財団の主な業務状況（令和5年度）

(1) 看護、介護講演会等事業

区 分	参加者数
一般市民を対象とした在宅ケア講演会	164人
ケアマネジャー等を対象とした在宅療養セミナー	35人
ホームヘルパー等を対象とした在宅療養セミナー	14人

(2) 高齢者看護相談事業

区 分	相談者数	相談件数	相談件数の内訳			
			介護予防ケアマネジメント	総合相談	権利擁護	包括・継続的ケアマネジメント
人員等	378人	630件	124件	320件	9件	178件

(3) 地域包括支援センター運営事業

ア 受託事業の一般事業分

区 分	相談者数	相談件数	相談件数の内訳			
			介護予防ケア マネジメント	総合相談	権利擁護	包括・継続的 ケアマネジメント
人員等	6,351 人	6,477 件	3,879 件	1,567 件	235 件	796 件

イ 受託事業の地域支援事業分

区 分	包括的ケア会議	介護予防教室	住宅改修	認定調査
人員等	128 人(2 回)	187 人(13 回)	15 件	49 件

ウ 介護予防支援事業

区 分	利用件数(年)	利用件数(月)
要支援 1	462 件	38 件
要支援 2	1,010 件	84 件
総合事業	2,082 件	173 件
計	3,554 件	295 件

(4) 居宅介護支援事業

区 分	利用件数(年)	利用件数(月)
介護予防支援	80 件	7 件
総合事業	119 件	10 件
居宅介護支援	2,789 件	232 件
計	2,988 件	249 件

(5) 訪問看護事業

ア 介護保険による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
予防訪問看護	2 人	15 件	1 件
訪問看護	939 人	4,458 件	372 件
計	941 人	4,473 件	373 件

イ 医療保険による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
訪問看護	1,007 人	4,222 件	352 件

(6) 訪問介護事業

ア 介護保険法による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
第 1 号訪問事業	270 人	1,113 件	93 件
訪問介護	823 人	5,879 件	490 件
計	1,093 人	6,992 件	583 件

イ 障害者総合支援法による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
居 宅 介 護	1,004 人	6,678 件	557 件
重度訪問介護	0 人	0 件	0 件
同 行 援 護	396 人	1,945 件	162 件
移 動 支 援	460 人	4,161 件	347 件
特定相談支援	53 人	268 件	22 件
計	1,913 人	13,052 件	1,088 件

ウ 横須賀市の委託による事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
子育て支援	4 人	17 件	1 件
育児支援	7 人	21 件	2 件
計	11 人	38 件	3 件

エ 自費によるサービス事業

区 分	利用者数(年)	利用件数(年)	利用件数(月)
みはる介護	404 人	1,145 件	95 件

財政援助団体等監査結果報告書 (パークコミュニティよこすか)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年8月22日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) パークコミュニティよこすか（パークコミュニティよこすかの概要については別紙に記載）が行った公の施設である猿島公園（猿島公園の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和5年度における出納その他の事務（必要に応じて令和6年度分を含む。）
- (2) 猿島公園を所管する部局（建設部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

ア 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告し

なければならないとされている。令和５年度の事業報告書に添付された猿島公園指定管理業務収支計算書（決算書）において、決算額の一部（広報宣伝費）が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 基本協定書によると、市は基本協定書附属の仕様書に示す物品を無償で指定管理者に貸与することとされているが、市の備品整理簿に登録された次の備品について、施設内に所在していたが備品明細に記載されていなかったなので、今後は適正な事務処理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
ソファークッション	0000006016	63,000 円	2006年 3 月 24 日

(2) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、市の備品整理簿に登録された次の備品について、備品整理票が貼付されていなかったなので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
自動体外式除細動器	1000005765	99,000 円	2021年 7 月 30 日

(別紙)

1 猿島公園及びその管理に係る概要

名称（所在地）	猿島公園（敷地面積：56,626平方メートル） （横須賀市猿島1番地）
設置目的	猿島公園は東京湾唯一の自然島であり、その自然的特性と文化的価値を生かすとともに市民文化の向上を目的とする市民憩いの場となるよう整備活用し、現況を保護・保全して次代に継承していくこと。
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の施設及び設備の運営に関すること 2 管理施設で行う都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可に関すること 3 管理施設で行う新設施設等の式典補助に関すること 4 管理施設の紹介に関すること 5 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 6 その他市長が定める業務に関すること 7 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料

2 パークコミュニティよこすかの概要

名 称	パークコミュニティよこすか
設立年月日	令和4年3月29日
構成団体	代表団体 名 称：一般財団法人シティサポートよこすか 所在地：横須賀市小川町11番地 代表者：代表理事 竹内 英樹 構成団体 名 称：株式会社トライアングル 所在地：横須賀市小川町27番地16 代表者：代表取締役 鈴木 隆裕 名 称：横須賀緑化造園協同組合 所在地：横須賀市平作四丁目10番6号 代表者：代表理事 長谷川 泰啓

3 猿島公園の主な利用状況（令和5年度）

（単位：人）

入園者数				
大人	小人	団体・割引・その他		合計
		大人	小人	
173,003	13,543	12,458	1,782	200,786

4 猿島公園の管理に関する業務の収支計算書（令和５年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	47,682,068
指定管理料	46,100,000
その他収入	1,582,068
2 支出	53,653,908
人件費	28,549,826
事務費	9,987,174
委託費	9,664,308
その他経費	5,452,600
収支差額	△5,971,840

財政援助団体等監査結果報告書

(カルチャーコミュニティよこすか)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年8月22日から同年12月18日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) カルチャーコミュニティよこすか（カルチャーコミュニティよこすかの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市立勤労福祉会館（以下「勤労福祉会館」という。勤労福祉会館の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和5年度における出納その他の事務（必要に応じて令和6年度分を含む。）
- (2) 勤労福祉会館を所管する部局（経済部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等により適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、指摘事項として記載すべきものはなかった。

(別紙)

1 勤労福祉会館及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市立勤労福祉会館（愛称：ヴェルクよこすか） （横須賀市日の出町一丁目5番地）
設置目的	勤労者の文化の向上及び福祉の増進
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理 業務範囲	1 管理施設の使用の許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項 に関すること
主な運営財源	指定管理料、利用料金収入

2 カルチャーコミュニティよこすかの概要

名称	カルチャーコミュニティよこすか
設立年月日	令和4年3月16日
構成団体	代表団体 名 称：一般財団法人シティサポートよこすか 所在地：横須賀市小川町11番地 代表者：代表理事 竹内 英樹 構成団体 名 称：京急サービス株式会社 所在地：横浜市西区高島一丁目2番8号 代表者：取締役社長 小林 要司

3 勤労福祉会館の利用状況（令和5年度）

区 分	利用者数
ホール	46,930 人
会議室	51,791 人
研修室	22,263 人
音楽室	3,991 人
和室	14,993 人
トレーニング室	1,978 人
合 計	141,946 人

4 勤労福祉会館の管理に関する業務の収支計算書（令和５年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	97,289,218
指定管理料	64,769,000
利用料金収入	22,013,697
その他収入	10,506,521
2 支出	97,146,619
人件費	24,091,639
事務費	32,496,557
賃借料	282,170
委託費	26,355,103
その他経費	13,921,150
収支差額	142,599